

# 高齢者等見守り支援事業のご案内

## 事業内容

体調の急変や緊急事態に不安があるひとり暮らし高齢者の方に対し、安心して在宅生活が送れるよう機器を活用した見守りサービスの環境整備にかかった費用の一部助成を行います。

### 1 助成対象者

町内に住所を有し、かつ、居住実態があり、次のいずれかに該当する方で、現在、同等のサービスを利用していない方。

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ ひとり暮らしで身体障害者手帳1級及び2級を所持する方(ただし、同居人が身体障害者、疾病もしくは高齢のため身体が不自由である場合または就労もしくは修学により不在となる場合も含む)
- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯

### 2 助成条件

対象の見守りサービスを、**1年以上継続して**利用すること。

### 3 助成額

対象者一人(一世帯)につき1回限り「設置費などの初期費用」及び「月額利用料」相当分 **一律15,000円**

### 4 利用までの流れ(申請方法)

#### ① サービス内容の選択と申請書の提出

利用希望者は、保健福祉課の窓口にて「見守りサービス内容一覧」をご覧頂き、利用を希望する見守りサービスを選び、「山元町見守りサービス費助成申請書」を提出してください。

#### ② 利用の決定

町は申請内容を審査し、「山元町見守りサービス費助成決定通知書」及び「山元町見守りサービス費助成金請求書」を申請者(利用者)へ送付します。

#### ③ サービス事業所との契約

申請者(利用者)は、希望する見守りサービス提供事業者へ契約内容や取り付けなどの手続きについて直接連絡し、契約してください。申請者(利用者)は、契約・設置が完了したら見守りサービス提供事業者から、「**契約書**」をもらってください。

#### ④ 助成費用の申請

申請者(利用者)は、山元町見守りサービス費助成請求書に金額・振込先等を記載し、「**契約書の写し**」、「**振り込み先の口座番号がわかる通帳等の写し**」の2点を添付し、保健福祉課へ提出してください。

#### ⑤ 助成費用の振り込み

町では、提出して頂いた請求書と添付書類を確認し、費用助成を行います。

問い合わせ先: 山元町保健福祉課健康推進班 0223-37-1113